

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月6日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第22号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
略				略			
嬉野市	本庁	略		嬉野市	本庁	略	
		市長部局（会計課を含む。）	部長 課長 統括保健師 総務・防災課副課長（人事、職員団体担当に限る。） 総務・防災課主任（人事、職員団体担当に限る。）			市長部局（会計課を含む。）	部長 <u>次長</u> 統括監課長 統括保健師 総務・防災課副課長（人事、職員団体担当に限る。） <u>総務・防災課主幹（人事、職員団体担当に限る。）</u> 総務・防災課主任（人事、職員団体担当に限る。）
		略				略	
略				略			
神崎市	本庁	略		神崎市	本庁	略	

改正前				改正後							
			市長部局（会計課を含む。）	部長 理事 課長 総務課参事 室長 総務課副課長 <u>人事</u> <u>係長</u> 秘書広報係長				市長部局（会計課を含む。）	部長 理事 課長 総務課参事 室長 総務課副課長 (<u>人事、 職員団体、秘書担当 に限る。)</u> <u>人事・研 修係長</u> 秘書広報係 長		
			略					略			
			出先機関	支所				支所長 <u>課長</u>	出先機関	支所	支所長
			略					略			
				国民健康保険診療所				<u>所長</u>		国民健康保険診療所	<u>事務長</u>
略		略		略		略					
略				略							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。